

# "快適なまちづくり"を 推進する条例 7月1日スタート

※平成24年7月1日より条例施行

## ◎路上喫煙

路上喫煙による下記のような迷惑行為をなくしましょう。

- ・子どもへの火傷や被服の焼け焦げ
- ・副流煙による健康被害や不快感 など

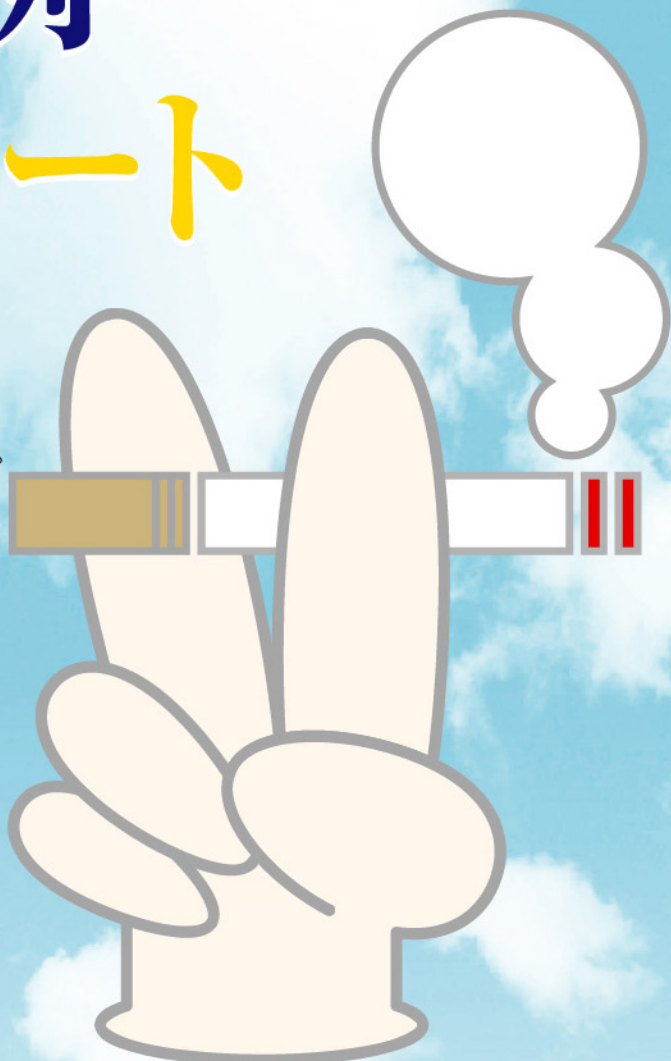
## ◎ごみのポイ捨て

空き缶・ペットボトル・タバコの吸い殻・  
紙くずなどのポイ捨てをやめましょう。

## ◎犬のふんの放置

飼い犬のふんは持ち帰りましょう。

などのマナーをみんなで守りましょう。



**No Smoking**



**No Unchi**



**No Poipoi**



**豊橋市**

安全生活課 ☎0532-51-2303  
環境政策課 ☎0532-51-2454

# 一人ひとりの思いやり… マナーを守って 住みよい街に

◎路上喫煙・ごみのポイ捨て・犬のふんの放置などのマナーをみんなで守りましょう。

